答 弁 第 五 四 号 平成二十三年十一月二十五日受領

内閣衆質一七九第五四号

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員秋葉賢也君提出放射性物質による健康被害に対する政府の対応に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出放射性物質による健康被害に対する政府の対応に関する質問に対する答弁

書

一の1について

びほうれんそうを仮にそれぞれ日本人の年平均の摂取量を摂取した場合の被ばく線量について、牛乳にお 十九日午後の記者会見において、原子力安全委員会事務局より、 等により人体への放射線影響に係る一般的な説明を受けていたことを踏まえ、文部科学省の行ったモニタ いてはCTスキャン一回程度、 リング結果について、直ちに健康に影響を及ぼす数値ではない旨述べた。また、同内閣官房長官は、 枝野内閣官房長官(当時。以下同じ。)は、平成二十三年三月十六日午後の記者会見において、専門家 ほうれんそうにおいては同五分の一回程度に相当するとの報告を受け、 当時検出された放射性物質濃度の牛乳及 同月 直

の2について

ちに健康に影響を及ぼす数値ではない旨述べた。

放射線による長期的な健康への影響としては、いわゆる確率的影響が考えられるところ、原子力安全委

員会においては、平成二十三年五月二十日に「低線量放射線の健康影響について」を公表し、 その中にお

_

いて、 崎で原子爆弾に起因する放射線を受けた方々の追跡調査の結果からは、百ミリシーベルトを超える被ばく 線量では被ばく量とその影響の発生率との間に比例性があると認められております。一方、百ミリシーベ することが含まれます。 百ミリシーベルト以下の被ばく線量による確率的影響の存在は見込まれるものの不確かさがあります。」 ルト以下の被ばく線量では、がんリスクが見込まれるものの、統計的な不確かさが大きく疫学的手法によ ってがん等の確率的影響のリスクを直接明らかに示すことはできない、とされております。このように、 「「確率的影響」 には、 がんのリスクの評価は、 被ばくから一定の期間を経た後にある確率で、 疫学的手法によるものが基礎となっています。 固形がん、 白血 病等を発症 広島や長

の3について

としている。

制限等、 政府としては、 人々が受ける線量を減らすための措置を講じてきたところであり、 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生後、 避難区域の設定、 また、 住民の内部被ばくに係 飲食物の摂取

る測定状況について、次のとおり把握している。

原子力災害現地対策本部において、 平成二十三年三月二十四日から同月三十日にかけて、 いわき市、 飯

舘村及び川俣町において小児を対象に甲状腺からの線量率を測定したところ、有効な結果が得られた小児 える小児はいなかったという結果が得られている。 最大となった小児においても毎時○・一マイクロシーベルトであったことから、原子力安全委員会が原子 九十九・〇パーセントにおいては、 千八十人の五十五 力災害対策本部等に助言したスクリーニングレベルである同線量率が毎時○・二マイクロシーベルトを超 ・四パーセントにおいては、 同線量率が毎時○・○四マイクロシーベルト以下であり、 同線量率が毎時○・○○マイクロシーベルト、 同線量率が

住民においても、三ミリシーベルトであったとのことである。 り生涯にわたって受けるとされる全身の線量が一ミリシーベルト未満であり、同線量が最大となった対象 内に取り入れられたセシウム一三四及びセシウム一三七による預託実効線量、 象となった住民四千四百六十三人(以下「対象住民」という。)の九十九・六パーセントにおいては、 住民を対象に全身からの線量率等を測定しているところ、 原子力災害対策本部及び福島県において、 同年六月二十七日以降、 同県によれば、 同年九月三十日までに測定の対 浪江町、 すなわち、内部被ばくによ 飯舘村、 川俣町等の 体

一について

宮城県を含む福島県周辺に住む住民の方々の健康調査については、 各県の要望を踏まえた上で、検討し

てまいりたい。 なお、 宮城県においては、平成二十三年十月二十五日に第一回の宮城県健康影響に関する

有識者会議が開催され、同県における健康調査の必要性について検討が行われており、

政府としては、そ

の検討状況を踏まえ、対応を検討してまいりたい。